

797名を集め盛大に開催

弁護士フェスタ in KANAGAWA

横浜弁護士会新聞

発行所
横浜弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <http://www.yokoben.or.jp/>

通常総会開催(予定)のお知らせ
予定日時:平成24年5月22日(火) 13時00分
予定場所:横浜弁護士会館 5階大会議室



横浜弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

2月12日、当会と日弁連の主催により、弁護士フェスタ in KANAGAWA が開催された。本年は、昨年の東日本大震災を受け、「今、神奈川県で大震災が起きたらそのとき、弁護士・弁護士会は? 行政は? そして、あなたは?」をメインテーマに様々な企画が催された。

法に関する作文コンクール

表彰式・人権賞表彰式

当日は、横浜市開港記念会館大講堂にて、今回のイベントのメイン企画が催された。

当会会長の開会の挨拶に引き続き、当会が主催した中高生を対象とする法に関する作文コンクールの表彰式が行われた。

今回は「わたしたちの生活の中の法」をテーマとして、中学生12通、高校生319通の応募があり、当会会長を委員長とする審査委員会の審査により受賞作品が選定され

た(受賞者名等は別表のとおり)。最優秀賞・優秀賞を受賞した各受賞者には、賞状と副賞の図書カードが手渡され、当会会長から各作品についての講評が行われた。

この講評の中で、中学生の部の最優秀賞を受賞した加藤このみさんの作文は、「制服の着用」という中学生にとって身近なルールについて、肯定派と否定派それぞれの考えを多面的に分析した上で、法の意義や機能を加

藤さん自身の言葉でわかりやすく書かれている点が高く評価された。また、高校生の遠藤なつみさんの作文は、「私たちが幸せな生活を送るために」という観点から法の意義や機能を具体的に検討し、自律的な市民社会を作っていくこととするメッセージにもつながる、未来を支える世代の頼もしさと夢を感じさせ

るものであると高く評価された。続いて、横浜弁護士会人権賞の表彰式が行われた。今回は、ドメスティックバイオレンス(DV)被害に遭った外国籍の母子などを支援する任意団体「カラカサン」(川崎市、山岸素子共同代表)と、青少年問題に取り組む市民団体を助成するNPO法人「神奈川子ども未来ファンド」(横浜市、青木和雄理事長)が受賞し、それぞれ賞状と副賞の賞金が授与された。

平成26年某月某日に横浜港を震源とする大地震が発生したという設定のもと、夫が行方不明となつている妻とその子どもたちが直面する様々な問題を、被災者らに扮した会員が熱演した。

劇「大震災が来た! どうすればいいの!?!」

出演者は、この日のために、プロの指導を受けながら、約1か月間稽古を重ねた。

劇では、避難所における

基調講演・パネル

ディスカッション

まず、東日本大震災の被災地にある仙台弁護士

会の副会長及川雄介弁護士から、震災が発生した

平成23年3月11日からこれまでの仙台弁護士会における震災対応について、報告がなされた。報告では、法律相談などの個別対応では解決が難しい問題も多く、立法・行政への提言活動の必要性や、震災発生直後における弁護士による情報収集およびその発信の重要性が指摘された。また、震災ADRの状況、二重ローン問題への対応が報告され、まだまだ未解決の問題が山積していることを再認識させられた。

法に関する作文コンクール受賞作品

【中学生の部】

最優秀賞 湘南白百合学園中学校2年生 加藤このみさん 『学校における法』

優秀賞 横浜共立学園中学校3年生 野村 春歌さん 『権利と法』

【高校生の部】

最優秀賞 神奈川県立海老名高校1年生 遠藤なつみさん 『法と幸せ』

優秀賞 湘南白百合学園高校2年生 佐伯 春奈さん

優秀賞 神奈川県立海老名高校1年生 江川 優さん 『法の重み』

る情報不足やプライバシー確保のほか、二重ローン、生命保険金を狙った詐欺などの問題が取り上げられた。

最終盤では、避難所に派遣された他会の弁護士が法律相談を行う場面もあり、有事における弁護士及び弁護士会の活動を紹介できたのではないだろうか。

(会員 滝島 広子)

まず、東日本大震災の被災地にある仙台弁護士

会の副会長及川雄介弁護士から、震災が発生した

の副会長及川雄介弁護士から、震災が発生した

の副会長及川雄介弁護士から、震災が発生した

流行りのP・F・ドラッカーによると、読む人と聞く人がいるという。読む人に話しても無駄だし、聞く人に書面を渡しても無駄とのこと。なるほど、そうかもしれない

山ゆり

▼渾身の準備書面が全く伝わっていなかったら、裁判官は聞く人なのかもしれない。あらためて口頭で弁論することにエネルギーを注いだ方が上策か▼上々の和解案のメリットを、何度話してみても、依頼者は頑なに聞くばかり。読む人の依頼者には、書面にして渡した方が良いのかも▼今般の司法改革は、聞く人が主導したようだ。一発式の旧試験から、講義中心のロースクール制度になった。裁判員裁判は、書面中心でなく口頭主義のようだ。読む人には講義は無駄だし、口頭主義でされてもチンプンカンプンだろう▼もつとも、言っても伝わらない。書いても駄目。そんな場面に出くわすのが日々の仕事。ドラッカーによると、期待はずれの話は、無視されるか、期待通りの内容であると誤って認識されるらしい。「だから何度も言ったでしょ」「聞いていない」「勝てる」と聞いていたのに「...」依頼者とのこんなやりとりは繰り返されるのかもしれない。

(勝俣 豪)

● 退任理事者座談会 ●

俺たちに明日はない!? 理事者たちの絆ものがたり

若田 皆さん1年間ホンマにお疲れさんでした。花粉症のこの僕がこれほど春の到来を祈ったんは大学浪人以来やで。まじで。

伊東 それだけでも副会長やった意味あったでしょ。でも就任早々、最初から震災対策でたいへんだったよね。やっぱり震災チーム担当の服部さんが一番苦労してたと思う。しかも給費制PT担当でもあったし。特に年度前半は獅子奮迅の働きぶり。

服部 震災チームも、給費制存続も、当会若手会員が本当にがんばってくれた。みんなで一緒に活動できてまさに弁護士同士の固い「絆」を実感できた。

安藤 いいね「絆」。私「絆」を感じたのはや

つぱり業革シンポ。横井日弁関係各位からの様々な圧力を受けながら、多くの会員へ参加を呼びかけたんだけど、結果約2000名の来場者をお迎えできた。本当にうれしかった。

狩倉 業革シンポ前夜懇親会の司会では爆発してたもんね、安藤さん。僕の絆はやっぱり弁護士会職員との「絆」かな。僕の無茶振りにもいろんな職員が本当に良く動いてくれた。もう目の中に入れても痛くない感じ。

若田 僕はつきり、狩倉さんの方が職員に使われてるんちゃうかと思っただ。弁護士会に皆動したの君だけや。ところで、会長は「絆」見つけました?

「絆」かな。男と男の友情みたいな。副会長みんなが良く仕事をしてくれておかげで、安心して日弁、関弁連行事にも出席できた。それと、震災をメインテーマにした弁護士フェスタに800人も参加してくれて、あらためて弁護士会と市民との「絆」を実感できた。

若田 会長、僕との間に「絆」ありますか? 理事者会では色々と言いたいこと言っちゃったんで。もう目の中に入れても痛くない感じ。狩倉さんは特に年度後半は財政改革、広報推進、修習生の就職問題の関係で頑張ってくれた。俺は本当に勘当しているんだ。

安藤 伊東さんには「絆」ないの? **服部** 伊東さんは会館リニューアル問題で会館委員会との太くて長い「絆」が出来ちゃったんだよね。

伊東 :(涙) **若田** そこ(涙) ちゃうやろ。今後、リニューアルの実施設設計、工事着工に向けてしっかりと会館委員会をフォローしてもらわんと。あつ、うれし泣きついでなことね。

伊東 リニューアルが完成した時、会館の柱がもし1本増えてたら、それたぶん僕自身(人柱)です。から...(大泣)。そういう筆頭の絆は?

若田 そやな。僕はこの1年間に逝去された会員との「絆」かな。ずいぶん弔辞起案して、告別式にも出たし(涙)。安藤 ところで、みなさんこの1年、経済的にはたいへんだったんじやない?

小島 いいじゃん。もうすぐ多額の税金が戻ってくるんだから。**一同** (大きく頷く)**服部** 会長そろそろまとめて下さい。**小島** 今年は、東日本大震災という未曾有の災害に直面して、弁護士会、弁護士として何ができるのかを試行錯誤しながら走った1年だったと思う。この間の活動はフェスタでも十分に総括できた。また、会員数が急増する中、今後、当会が十分な社会的責任を果たしていけるための基礎となるいくつかの施策を講じることもできたんじゃないかと自負している。

常議員会

正・副議長退任挨拶

若手会員の発言を期待

議長 仁平 信哉

本年度は参加数も多く、現段階では、定員35名のうち全出席が11名、1回欠席が5名というような高い出席率で進行できたことに深く感謝している。議長の仕事は進行についても、議員の方を指名し

副議長の職責とは

副議長 小倉 孝之

これを代理し、その職務を行う(会則)ことが主たる職責である。私にとつての幸運は、極めて優秀かつ身体堅固な議長のもとで、この任に就いたことである。副議長としての職責は、補佐の必

転職後の日々…

登録抹消 職務に専念

元会員 森田 明

昨年10月から3年間の任期で、内閣府情報公開・個人情報保護審査会の常勤委員に就任しました。この審査会は情報公開法・行政機関個人情報保護法などに基づく請求を拒否された場合の不服申立案件を審査し答申を出す機関です。自治体の同種の審査会とは異なり、常勤の委員を置いています。15名の委員のうち5名が常勤で、5つの部会の部会長は常勤委員が勤

めています。私は、初の弁護士出身の常勤委員として就任したことになります。常勤委員は、兼職を禁止されるため弁護士業務を行うことはできません。形式的に弁護士登録を残すことは可能だったかもしれませんが、ここは元職から独立した立場で職務に専念する姿勢を示そうと思いい、登録を抹消して、30年お世話になった、愛してやまない横

濱弁護士会を離れることとしました。審査会の事務局は、永田町の合同庁舎の中にあります。私の部屋(個室をいただいています)の窓からは、手前に最高裁、遠目に東京スカイツリーを望むことができます。ここに毎日通勤し、一日中審査業務(部会の審議、その準備のための資料読み込み、スタッフとの打ち合わせなど)に没頭しています。

然が積み重なって、この時期にこの仕事につくことになりました。任期後の予定は全く立っておらず、そういう意味ではリスクのある選択でしたが、不思議と迷いはありませんでした。なつてみると、生活は激変したものの、仕事の内容にさほど違和感はありません。弁護士業務のほか、会務の経験も大いに役に立っており、私の今までの人生はここにたどり着くべく設計されていたのかとさえ思えます。なお、国の審査会の仕組み・開催状況や答申は、内閣府のホームページで紹介していますので、関心のある方は覗いてみて下さい。日常の仕事の成果がただちに公的な文書になり、しかも私の名前入りで公開されてしまうというのは不思議な感覚です。

案件は多く、私の部会だけで就任後6か月間に約100件の答申を出しました。ただ、土日は出勤せず、仕事の性質上持ち帰りもなかったので、ほとんど休みがなかった弁護士時代に比べてはるかに人間的な生活ともいえます。

情報公開制度とは1980年代初めからさまざまな形で関わりを持ってきました。いろいろな偶

「もちろん、『やったぞー』という気持ちですよ。心の中でガッツポーズしました。」

「弁護士は依頼人と共に」

「もちろん、『やったぞー』という気持ちですよ。心の中でガッツポーズしました。」

所などを相手に、建て替え費用などを求めた訴訟の判決が1月末に横浜地裁であった。

田の支払いを命じた。問題が発覚した2006年2月から判決まで、約6年が経過した。生活の安心を脅かされた住民にはもちろんのこと、共に戦った弁護士にも長い時間だったはずだ。

の会が終わった後、しばらく立ち話をしたときのこと。住民や関係者と喜び合う姿を見るうちにふと、判決時の率直な心境を聞いてみたくなったのだ。

何よりも依頼人と一緒に喜べるように弁護士は書類を整え、法廷に立つのだらう。自分を信じ、頼りにする人のため全力を尽くした充実感が、飾らない言葉から溢れるように伝わってきて、弁護士としての仕事があつたと身近に感じられた瞬間だった。

地裁は原告の請求をほぼ全額認めて、確認検査機関と設計事務所に計約14億8200万

冒頭の質問をしたのは、こ

産経新聞 横浜総局 記者 山田 泰弘

家事審判・調停の

手続が変わる!

家事事件手続法の施行に向けて

2月10日、当会にて、第二東京弁護士会会員で日弁連家事法制委員会委員長の杉井静子弁護士を講師としてお招きし、家事事件手続法の概要についての研修会が開催された。

家事事件手続法は、平成23年5月25日に公布され、早ければ同25年1月には施行される。家事審判法は廃止される。家事審判は非訟事件であり、裁判所の広い裁量が認め

以下、改正事項のごく一部を紹介する。

①調停をすることができるとする事項についての審判では、合意管轄も認められる。

②調停をすることができるとする事項についての審判及び調停では、原則として申立書の写しが相手方に送付される。

③調停をすることができるとする事項についての審判では、家庭裁判所は当事者の陳述を聴かなければならない。また、審理の終結日、審判をする日を選定しなければならない。

④審判事件では、原則として記録の閲覧謄写が認められる。よって、審判へ移行する可能性がある調停でも、書類の提出の要否や内容に注意する必要がある。

⑤調停をすることができるとする事項についての審判の抗告審においては、抗告人を除く当事者の意見聴取が必要となる。

⑥本案の家事審判事件(家事審判事件に係る事項)について家事調停の申

立てがあった場合は、当該調停事件が係属する家庭裁判所は、本案前の保全処分を命じる審判をすることができるとする。例えば、婚姻費用分担請求調停と同時に、審判前の保全処分の申立が可能となる。

⑦親権、子の監護等に関する審判、調停事件では、子の手続行為能力が認められ、子の手続代理人制度が新設される。

⑧受諾調停の範囲が拡大され、電話会議も導入される。ただし、離婚・離縁では制限がある。

本研修会の受講希望者は多数に上り、本部では申込が打ち切られた。当日も、五階会議室は満席となり、関心の高さがうかがわれた。

具体的な運用に関しては、今後、当会と横浜家庭裁判所との間で協議をする必要があり、法律の施行前には、同裁判所から講師を招いて研修を行うことも検討されている。

各会員が理解を深め、適切な法的サービスを提供できるように努めていただきたい。

(会員) 市川 統子

合同就職説明会開催 過去最高の参加事務所数

2月18日、現新65期司法修習生向けの合同就職説明会が開催された。

当日は、横浜市開港記念会館と当会会館を使用して行われ、21の求人事務所が参加した。これまで合同就職説明会に参加する事務所の数が20を超えたことはなかったため、今回の説明会は過去最高の参加事務所数である。

しかしながら、求人事務所が過去最高の数になつたとはいえず、当日は319名(参加希望者は354名)もの司法修習生が説明会に参加しており、司法修習生にとっては就職は極めて狭き門となつているのが現状である。

司法修習生の就職状況は、年々厳しさを増しているうえ、当会においては、求人情報がなかなか表面化せず、司法修習生とりわけ他会で修習中の司法修習生にとっては就職活動が非常に難しい。

そこで、当委員会では、神奈川県事務所で就職を希望する1人でも多くの司法修習生に対し、一つでも多くの情報や就職の機会を提供するため、合同就職説明会に加え、今秋には就職に関する情報を提供すること等を目的とした就職応援会を開催することを予定している。

今回は北海道のニセコで!

最高のパウダースノーを満喫

法曹スキー同好会

横浜法曹スキー同好会の本年度スキーツアーが、2月23日から26日まで北海道のニセコで開催

された。参加した会員は、上は27期から下は63期まで、家族連れの参加も2家族あり、年齢でいえば70代から1歳まで、総勢19名の大所帯であった。

参加会員の中には、かなりの上級者もあり、あえてグレンデの外へ飛び出して歓声を上げながら深雪積る木々の間に突っ込んでいく松原範之会員の参加によって、ますます一部メンバーの先鋭化が進んだかにも見えたが、相変わらず適度にアールコールを入ながらのリゾートスキーを楽しむ者もあり、各自のペースで北海道の雪を堪能していた。天候のいい日は少なかつたものの、今年のニセコは例年に比べて雪

当会での就職は水面下で決まってしまうことが多いなどと言われて久しいが、司法修習生にとって極めて深刻な就職問題に1人でも多くの会員に関心を持っていただくとともに、求人を考えている会員の方々は、次回以降、是非、当会就職説明会に参加していただくようお願いする次第である。

昨年(就業問題対策委員会)のスキーツアーは震災の影響で中止となつてしまつたため、2年ぶりのツアーとなつた。そのためか、ホテルに着いた直後から待ちきれないばかりにグレンデに飛び出し、ナイターまで滑り続ける会員も多かつた。

量が多く、本州とは一味違うパウダースノーを満喫することができた。ホテルには温泉があり、スキーで冷え切つた後の露天風呂も格別であった。

一部の若手会員はスキーだけでは飽き足らず、夜は街に繰り出した(といってもニセコの夜の街に大したものなどないのだが)。ホテルのバーでカードゲームに熱中してみたり、会員同士の親睦も深めることができた。

帰路は大雪のため飛行機の出発が遅れ、2時間の量が多く、本州とは一味違うパウダースノーを満喫することができた。

就業問題対策委員会
副委員長 関本 和臣

近づく機内に閉じ込められてしまつたが(子供たちは辛かつたと思う)、無事、怪我もなく帰つてくることができ、大満足のスキーツアーであった。

スキー同好会では、国内ツアーと海外ツアーを交互に企画しており、今回は海外の予定である。

海外では国内では味わえないスケールでスキーを楽しむことができるので、ご家族ご友人もお誘い合わせの上、是非とも参加して頂きたい。

(会員 長瀬 陽朗)

支部だより

良き人間関係の 伝統を絶やさずに

相模原支部 加藤 哲

める。それは措くとして、相模原支部はまだまだ互いの顔が見える支部であり、会員同士の仲間意識も強いと感じる。仕事への不安や悩みについて支部会員の方々とびっくばらんに語

り合うことで、憑き物が落ち、仕事への情熱を新たにすることも多い。支部の人間関係は、私にとつて大きな支えとなつており、実際、所属事務所以外にも兄弟や姉妹がいるような感覚がある。

き人間関係の伝統は絶やさずにいきたいと思つて、支部便りを書くにあたって、弁護士会支部の役割とは何であろうかと考えた。帰する所、管轄地域の住民が享受することの出来る法的サービスを拡充・向

上させることにあると思われ。そうして我が支部を見たとき、最寄りの裁判所で労働審判や裁判員裁判が扱われず、そもそも合議事件すらないといった現状は、これらが整備された地域との間に、法的サービスの質及び利便性の点で相当の格差をもたらしていると感じる。登録3年目、目の前の事件以外にも、支部会員としてこうした問題の改善に取り組むことが求められていると決意新たにするところである。

編集後記

私の文庫本で巡るアジア歴史の旅も、再び原点の韓国に戻ってきました。最近読んだ本でお勧めなのが、「朝鮮儒教の二千年」(姜在彦著)です。古朝鮮から現代まで、韓国の政治社会に関わつた儒教の流れを簡潔にまとめ、コンパクトな韓国通史にもなつていま

す。是非一読してみてください。日本の理解にも役立ちます。

勝俣 豪
滝島 広子
常磐 重雄
長谷川篤司
山田 一誠

デスク 国村 武司
記者 市川 統子
糸井 淳一

相模原支部は今年、創設18年目を迎える。会員数は現在59名。その内、私の属する62期が10名と、会員数の2割弱を占

め、相模原支部はまだまだ互いの顔が見える支部であり、会員同士の仲間意識も強いと感じる。仕事への不安や悩みについて支部会員の方々とびっくばらんに語

り合うことで、憑き物が落ち、仕事への情熱を新たにすることも多い。支部の人間関係は、私にとつて大きな支えとなつており、実際、所属事務所以外にも兄弟や姉妹がいるような感覚がある。

き人間関係の伝統は絶やさずにいきたいと思つて、支部便りを書くにあたって、弁護士会支部の役割とは何であろうかと考えた。帰する所、管轄地域の住民が享受することの出来る法的サービスを拡充・向

上させることにあると思われ。そうして我が支部を見たとき、最寄りの裁判所で労働審判や裁判員裁判が扱われず、そもそも合議事件すらないといった現状は、これらが整備された地域との間に、法的サービスの質及び利便性の点で相当の格差をもたらしていると感じる。登録3年目、目の前の事件以外にも、支部会員としてこうした問題の改善に取り組むことが求められていると決意新たにするところである。